

令和5年 第421回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

(令和5年12月6日 午後2時05分)

●議長（佐藤武雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告の9、青柳秀吉議員。

1、信越病院関連について

議席番号9番、青柳秀吉議員。

◆9番（青柳秀吉） 議席番号9番、青柳秀吉です。通告に基づき信越病院関連ということで質問を行います。一部通告にない質問がありますが、信越病院関連ということでご了承ください。理由としては一般質問の通告が11月17日、その後から12月3日、それから4日と新聞に大きく掲載されたためであります。私も目をつぶることはできないので、通告にない部分も含まれると思いますが、よろしく願います。過日、町民に病院の不祥事があり大きな問題になっています。それからこれはいいんですけれども、毎年3億円もの一般会計から入れておりますけれども、四国に平成3年度に約25億円の不正債務抱えていた日本一の赤字病院があり、自治省からはこんな病院はいらないとの廃止勧告をなされた病院がありましたけれども、しかし全職員がこつこつと努力を積み重ねた結果、患者や住民からの信頼環境を取り戻すことができたのであります。そして、不良債務が解消し大きく発展した病院があります。この医療人としての公務員として、あるいは行政としてのあるべき姿を論じつつ、四国地方都市のつぶれかかった病院が再生したのであります。これはすごいことだと思うんですね。信越病院も、何年この多額な金額を一般会計から補助しているのかよく考えてもらいたい。何十年もやっていますよね。私も学校を卒業して以来、7社の会社を渡り歩き一貫して医療関係の会社にいましたけれども、最後はグラクソ・スミスクラインという本部はイギリスですね、その日本の本社の方で、医科大学の大学教授や教育教授などが、そんなお偉い方と対面する病院関係の仕事をしてまいりました。こういう関係でずっと議会に入ってから医療関係しか分からないんです。分からないことだらけで勉強しないんでしょうね、元々が。過日、信濃毎日新聞よりますと、信越病院に勤める医師が、町長の許可なく他の病院で報酬を得て働いたとして、減給10分の1の懲戒処分にしたと発表がありました。医師採用に関して事務長が報酬など、採用条件について全部取り仕切ってやっているというふうに私は思っております。他の人はやっていませんよね。一部適用になっていますから、全部責任は町長にあります。ですから、私もこれからは大体町長に全部質問しているというふうに思っております。普通病院の場合は、医師が他の病院で兼業するには、昔から日本で当たり前であって、医療法の30あるいは31条に「公的医療機関は、医師の協力要請があった場合、協力しなければならない」と規定されていると私も聞いております。この信越病院については、採用については事務長が全部取り仕切ってやっているのかどうかお伺いします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただいまいただきました青柳議員からのご質問にお答えいたします。医師の派遣に関することかと考えております。それでよろしいでしょうか。現在、信越病院での医師派遣、これは診療協力という形での内容と思いますが、これに関しましては一般内科、循環器内科、がん科、脳神経下科、泌尿器科の5科について、8名の医師の派遣支援をいただいております。病院間の医師連携につきましては、各病院の医院長と、信越病院の院長の間の契約書に基づきまして、診療期間、診療日時、業務内容、派遣対価、対価の振込先、損害賠償などを取り決め、必要な支援の内容を病院間で調整しながら進めております。また、当院から他の医療機関へ派遣し診療支援をしている医師はおりませんけれども、今後長野医療圏内の医療機関から相互連携などの要請があった場合は、対応について検討することが必要と考えております。以下、詳細につきましては、担当の病院事務長から回答させていただきたいかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） 今、町長がお答えになったことについてはそのとおりだと思います。それと信越病院もお医者さんが不足しているときは応募してきた医師に必死に頼っていましたよね、これを忘れちゃったのかな。今町長の話によりますと、医師の採用派遣に関しては、この交渉は病院対病院ですよ、病院対個人じゃないですよ。これは私もこういうことは事務長も全部わかっているのであれば、例えばここに書いてある医師が町長の許可なく、他の病院で報酬を得て働いていたとして減給していると。その辺はどうですか、事務長さん。

●議長（佐藤武雄） 丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸） ただいま議員の方からご指摘がありました、過日、当病院の医師が懲戒処分にあったということでございますが、状況としては令和3年に当病院にお勤めいただいていた時からずっと、うちの病院のほかにそちらの病院もされていたという状況がございました。途中、営利企業従事届を出していただいた中で、お認めさせていただいた中でやってきたんですが、今議員のおっしゃるとおり、うちの病院もかなり医師が少ない、診療に関する医師の数が少ないという中で、そちらの方は遠慮していただきたいということで、医師と1年以上調整をしてきた中で、どうしても該当の医師が辞めていただけなかったということで、やむなく処分に至ったという経過がございまして、事務長としても努力はしてきたんですが、どうしても先生とのお話し合いがつかなかったという状況がございました。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） 病院対病院でやっているんですから、いろいろな細かいところまで全部報告とかあるはずですよ、契約のときに。相手の病院対個人の医者との契約ではございませんから、それをこういう形で懲戒処分をしたんですから、どうなんですか。

●議長（佐藤武雄） 丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸） ただいまご指摘いただいた件につきましては、県外の病院にご勤務いただいていたという状況がございます。該当の医師におきましては、直接そちらの病院に行っていて、県外の病院と私の方でも医師の派遣ができませんというお話をしてくれている中で、どうしても医師の方がお話を聞いていただけなかったという状況がございます。基本的に病院対病院なんですけど、今回の場合は改めて県外の病院からうちの病院長に派遣依頼がございましたが、うちの病院の実情をその病院長にお伝えし、今回は派遣はできません、というお話をさせていただいた状況です。その間で県外に行っていた医師の意思、心は変わらなかったのですが、病院対病院の対応につきましてはそういう状況を取らせていただきました。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） こういう医師の派遣に関しての交渉は全部やっているわけでしょう。許可を出しているわけですよ、最初に。令和3年ですか、許可は出しているんですよ、内容も分かっているはずですよ。それが途中から内容が分からないということはないんじゃないですか。この辺ちょっとお聞きしたいんですが、事務長さんどうですか。

●議長（佐藤武雄） 丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸） まず該当になった医師につきましては、令和3年9月から当病院にお務めいただきました。その時点では、前に勤めていただいた県外の病院にまた診療の残務整理等があるので勤めたいということで、その時は町の営利企業従事許可申請をしていただいて、許可を得て行っていただいたというのがその許可の話です。これについては短期間ということで、町の方で認めたので、あまりにも長期間という想定はしていなかったんですね。期間については、令和3年の9月1日から令和4年の3月31日までです。それ以降についても、先生はずっと継続してお勤めいただいていたので、それはちょっともうやめていただけないか、というお話を先生と私もしましたし、相手方の病院ともしたんですが、相手方の病院も先生についてはぜひまだ継続してほしいという話があったので、先ほどの話で相手方の病院長とうちの病院長の文書の取り交わしで、うちの方はお断りをさせていただいたという経過でございます。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） 要するに知っていたわけですよね、契約内容については。病院対病院の交渉だから、それでも書類が足りないであれば、事務長としてはその書類を作って、あと医師にサインだけもらおうという形で持っていくのが、私は事務長の役割だと思っています。1年ぐらい空けてから持ってきたのか、どうなったのかというふうには不審に思うんですが、事務長としては書類を作って医師がサインするだけにして持っていくのが、これ事務長の役割だと、仕事だと思っています。そのぐらいの気を使わないと医者は相手に出来ません。その辺はどうですか。

●議長（佐藤武雄） 丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸） 経過を申し上げますと、令和4年の3月31日まで営利企業従事者届を出していただいて許可をしたという経過です。令和4年の4月1日以降については許可が出ていない。その部分については、今議員さんがおっしゃられたように、事務長が書類を作って先生のサインをもらうような形で事務を進めなければいけなかったのではないかと、契約の内容を知っていたのではないかと、そうでなければいけないのではないかとのお話だと思うのですが、令和4年の4月以降についても先生は届出がない中では行っていたんですけれども、早く届出を出してほしいという事務長からの話をさせていただきましたが、病院の方針として先生はもうこれ以上うちの病院でさえ医師が忙しくてあれなので、病院の方針として、そちらは行かないでほしいということ、その医師と私や院長で1年間くらい話をしてきました。その1年後の令和5年の3月に県外の病院から、病院長名で来てほしいという連絡があったのですが、病院の方針としては、行けません、という話をしましたという話です。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） 私、ある病院のドクターに聞いてきたんですけれども、私、長野まで行って聞いてきました。ドクターの場合は、病院対病院の交渉で決められると。これは信越病院のことを言っていると思いますが、報酬は病院と自分、いわゆる本人と折半だという契約になっているのだと思います。ということで、病院対病院の契約ですから、その仕事に携わるのは事務長だ。これは、私が聞いてきた先生は、前は長野市立病院にいて、ある程度年齢が達してきたので私立の病院に行きました。そういう先生からどうだったんですかというふうに聞いてきましたが、そういう回答です。病院対病院の交渉なので、そのことは事務長が全部やるということです。事務長の責任はどうするのか、これは町長に。事務長の責任はありませんか。一部適用ですから町長に聞きます。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

令和5年 第421回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

■町長（鈴木文雄） 先ほどから話題になっております医師への処分関係でございますが、これは事務長が経過について申し述べたとおりであります。そしてまた、処分を決裁いたしましたのは私でございますので、私が責任を持って対応すべき事案であると考えております。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） その点についてはある程度理解しました。では、次にいきます。3日の信濃毎日新聞によれば、入院患者の身体拘束に関する同意書を作る際、看護師が医師名を無断で署名し、無断で氏名が使われたというふうに書かれていました。医師は患者家族への説明も同意書の署名もしていない。これは医師法に抵触する医師法違反ではないですか。これも町長に聞きます。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 新聞報道によりますと、身体拘束についてのご指摘がなされておりました。その前段で、長野保健福祉事務所から調査がありまして、その中にあっても身体拘束に対する指摘がございました。それにつきましては、医師法違反とは保健所からの指摘の中には記載はございませんでしたが、是正に向けて速やかに対応し、ルールを改めて設定し、職員に周知徹底したところでございます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） ですから医師法違反とは僕も言っていません。医師法に抵触すると言っています。新聞もそう書いてあります。私は医師法違反ではないかなというような感じはしている。だって、黙って自分の名前とハンコを使っているんだから。身体拘束というのは、医師がゴーサインを出さなければできませんから、看護師の考えではできません。これは看護師の独断なのか、病院も黙認なのか。これも新聞に書かれていますけれども、これは町長としてはどう思っているんですか。どっちですか。看護師の独断なのか、病院黙認で知っていたんですか。知っていて黙認をしたんですか。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 具体的な時点において、どのようなコミュニケーションがあったのか不明なところもありますけれども、病院の内部で現在経過について確認作業を行っていること承知しております。私としては、看護師さんあるいは関係者が独断で判断したとは考えておりません。何らかのコミュニケーションがあって、そのようなことになってしまったということなのかなと感じております。詳細については、病院の方で確認して

おります。以上です。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） 町長の言うことは分かりました。ですから、病院もある程度は知っていたわけだ、黙認したんだろうね。だったら私は医者処分の処分も、自分のうちの減給をやったわけですけれども、一応懲戒したんです。そのことはそれでいいんですけども、多分私は思うに、この3日の日に新聞に出た内容については、よくぞやってくれたなと思っています。昔からそうやってきたんだろうね。それを受け継いで、看護師さんもやってきたんだと思うんですけども、そういう暗部を晒してくれた病院、あるいはドクター、それに付随する病院関係者全部に言えるんですけども、こういう暗部をさらしてくれたことは、私は信濃毎日新聞がよくやってくれたというふうに思っています。それといわゆる身体拘束の問題なんですけど、9月議会の議会だより No. 184、令和5年10月31日号に掲載された一般質問で、過日、逝去された私の同期なんですけど、森山議員の父上が信越病院に入院されたとき、ベッドの上で身体拘束、これ縛られたと彼女は書いています。見て悲しんだことを言っていましたけど、今でも患者を縛るといことは、医師の指示になくしてあるのでしょうか。これはちょっと町長に聞いても無理なので、事務長お願いします。

●議長（佐藤武雄） 丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸） まず、改めまして今回12月3日に新聞報道に関する病院の診療体制について、住民の皆様、議員の皆様にご心配やご懸念をおかけをしているところ、事務長としてお詫び申し上げます。ただいまお話があった部分につきましては、身体拘束、今回の報道や、長野県の保健福祉事務所が調査に入った状況の中で、身体拘束に関する家族の同意はどのようにやっているのかというのがありまして、これについては、基本的には、現在は医師と看護師が説明をし、患者様がその説明内容を同意するかしないかという意思を示していただいて、文書を作成しているという状況です。身体拘束をやっているのかいないかという話につきましては、患者様の状況や医師の診療方針、診療計画に基づいてやっている場合もあるし、やっていない場合もあるということで、その診療方針に基づいてやっている場合もあると考えております。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） 少なくともドクターは、新聞では自分で書いたのではないと、ハンコも許可したわけではないと書いてあるんだよ。それは分かってもらえますよね。だから聞いているんです。許可ないものは許可あるものとして残っているわけだ。それを保健所が見たと。だから保健所は12月2日でしたかな、私の耳に入ってきたのは、2日に

令和5年 第421回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

来たんだということで、身体拘束の問題で、保健所は監査に入ったんですか。事務長お願いします。

●議長（佐藤武雄） 丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸） 少々長くなりますが、11月2日の保健所の調査の話、ご説明を申し上げます。その前に今現状で分かっているのは、新聞報道に書かれていた内容が今病院の中では把握できていなかったもので、保健所から指導があった部分については、うちの方では同意書の看護師が医師のところに代筆しまったというのは確認できています。保健所から指導いただきました。それ以外の新聞報道につきましては今、各医師に調査中です。そういう状況でまずお答えいたします。11月2日に長野保健所の方が3名立ち入り検査がございました。内容につきましては、実名により病院内部の診療体制について、保健福祉事務所に通報があったということで、今回入ったという状況でございます。今回の検査項目として3点ございます。1つ目が、医師が患者と交わす各種同意書において、医師自身の署名でない部分があった、看護師が署名しているのかという部分がございました。検査方法としては、医師の署名が必要な書類を全部お伝えし、その上で入院診療計画書について書類を検査していただきました。病院の回答としましては、入院計画書の作成につきましては、医師が必要事項を記入した後、診療方針に基づいて検査とか、いろいろなところの部署を確認して、最終的に自筆しなければいけないところ、医師が診療計画書を立てた段階で医師が、名前を記入している部分については、最終的に医師が全部確認して入院計画書については、最終的に医師が自筆署名するように努めることということで、指導いただいています。もう1つが身体拘束について、医師が知らない中で実施していないかという点です。検査内容につきましては、患者記録、拘束に関わる病院の指針、あとその指針に検証をしなければいけないという部分がありますので、その検証記録等を検査していただきました。その中で、保健所より明らかに医師の筆跡でないものが同意書に書かれている投書があります、という報告書をいただきました。病院の回答としましては、入院時に身体拘束の必要性が生じる可能性がある場合は、看護師が説明しその説明後、家族が説明した内容を同意する、同意しないと意思を示していただいた中で、同じところに説明者、看護師名、医師名とあるんですが、そこに看護師名と医師名のところにゴム印の場合と手書きのものがあったということでございます。診療計画書は医師がパソコン上で、オーダーリングシステムで打ち出すんですが、今回の身体拘束同意書につきましては紙ベースで作成しているもので、医師は看護師の説明に任せてしまったという状況がございました。あともう1点は、医師と患者が同意した診療方針について、その後看護師が患者と話をし、方針を変える誘導をしていないかという点でございます。これについては、口頭による検査になっております。病院の回答としましては、患者様が医師の前で不平不満を言えないので、看護師に後で伝える例があります。患者様が、医師の前で萎縮してしまう点を看護師がくみ取って、患者の本当の要望に応じて、主治医の変更などを進めた例がございます。その部分

につきましては、保健所様の指導としては、チーム医療の提供の観点から、患者様の診療方針が医師、看護師間で不一致を見た場合、患者様の家族の混乱を招かぬよう病院組織として決定してほしいということでご指導いただきます。今現在、指導していただいた部分につきましては、病院としての虐待防止・身体拘束廃止に関する指針を改めて改定しています。ただし、その中の身体抑制に関する説明、同意書については、既に改定しまして、必ず医師が説明し、医師が実質署名するように変更してございます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） ちょっと確認しますけれども、保健所が入ったという日にち、今事務長が言ったのは11月2日と言いました。私、12月2日と言ったんですが、11月2日ですね、その時保健所が入ったのは11月ね。新聞には2日ではなかったでしょうか。私はそう感じているんですけれどもね、違ったら許してください。いいです、その辺は別にどうってことないです。まずは懲戒処分の件について、過去に町長の印鑑を許可なく使用したと言われ懲戒処分された職員がおります。それでは町長にお聞きます。この医者が署名したのでもない、印鑑を貸したわけでもない、その看護師はどう処分するんですか。その前に懲戒処分された人がいます。黙って印鑑を使った、看護師はどう処分しますか。それとも処分しないんですか。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 先ほどもご説明させていただいたとおり、保健所からの指導に関しては自治法に触れるものではないということでありました。それから、保健所からいただいた指導の他に、新聞報道で言われておりますのは、私どもがまだ承知していない内容も含まれております。従って、現在病院内で確認作業をさせていただいておりますが、その結果が出た際に何かしら処分に該当することが分かった時点で、しかるべき対応をしていただければならないと思っております。以上であります。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。

◆9番（青柳秀吉） そうですね、分かった時点で処分の方針を出した方がいいと思います。これは以前、町長の印鑑を無断で使って懲戒処分された職員がいます。やっぱり私はこういう懲戒処分された場合に退職金やいろいろなことで影響されてくると思います。ですから同じ平等に懲戒処分するんだったらそうしていただきたい。

●議長（佐藤武雄） 青柳議員。まだ調査が進んでいる段階なので、また14日にもいろいろ説明があると思うので、ほどほどにお願いします。

令和5年 第421回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

◆9番(青柳秀吉) はい、わかりました。これで私の質問を終わりにしますが、これはまだいろいろ調べている最中ですので、私はここまでです、質問は。これは新聞に書いてあることを、きちっと私は回答を求めているんです。それは必要なことだと思いますので、最初に申し上げたとおり、通告にありませんけれども、事実関係の発言が時間的差異があったと、そういうことでお許してください。これで私の質問を終わります。

●議長(佐藤武雄) 以上で、青柳秀吉議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査のため、本日の本会議終了後から12月18日までの間を休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。(「なし」の声) ご異議なしと認めます。よって本日の本会議終了後から、12月18日までの間を休会することに決定いたしました。なお12月14日木曜日は議会運営委員会及び議会全員協議会が予定されていますので時間までにお集まりください。本日はこれで散会といたします。お疲れ様でした。

(終了 午後2時49分)